

○防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

別表第一

種別	区分	単位	手数料
家庭系廃棄物	可燃ごみとして市が定期的に収集、運搬し、処分する場合	指定袋（特大） 一袋につき	十三円
		指定袋（大） 一袋につき	十二円
指定袋（小） 一袋につき		九円	
	臨時の申込みにより市が収集、運搬し、処分する場合	一〇〇キログラムまで 一〇〇キログラムを超える部分について一〇キログラムを増すまでごとに	二、六〇〇円 二六〇円
事業系一般廃棄物	申込みにより市が定期的に収集、運搬し、処分する場合	四五リットル以下の袋一袋につき 月額	一、六〇〇円
	事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）が自ら市の処理施設に搬入する場合		
	（一） 可燃ごみ処理施設に搬入するもの	一〇〇キログラム又はその端数ごとに	五七〇円
	（二） リサイクル施設に搬入するもの	二〇キログラム又はその端数ごとに	二二〇円
	（三） 一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	一〇〇キログラム又はその端数ごとに	八九〇円
犬、猫等の動物の死体	申込みにより市が収集、運搬する場合	一体につき	一、八〇〇円

別表第二

種別	区分	単位	費用
産業廃棄物	事業者が自ら市の処理施設に搬入する場合		
	(一) 可燃ごみ処理施設に搬入するもの	一〇〇キログラム又はその端数ごとに	五七〇円
	(二) リサイクル施設に搬入するもの	二〇キログラム又はその端数ごとに	二二〇円
	(三) 一般廃棄物最終処分場に搬入するもの	一〇〇キログラム又はその端数ごとに	八九〇円

別表第三

種別	区分	単位	手数料
特定家庭用機器 廃棄物	臨時の申込みにより市が収集し、再商品化法第十七条に規定する指定引取場所（以下「指定引取場所」という。）に運搬する場合	一台につき	二、四〇〇円
	排出する者（排出する者から運搬の委託を受けた者を含む。）が自ら市の保管施設に搬入し、市が指定引取場所に運搬する場合	一台につき	一、四〇〇円